

## 「こころの健康を守り推進する基本法」の制定を求める意見書

心身の健康は、一人ひとりの国民の基本的な権利であり、社会の活力と発展の基盤をなすものである。しかし、現在の我が国は、年間自殺者が3万人にも上り、320万人を超える方々、つまり国民のおよそ40人に1人が精神疾患のために医療機関を受診しているという数字に代表されるように、「国民のこころの健康危機」といえる状況にある。引きこもりや虐待、路上生活など多くの社会問題の背景にも、こころの健康の問題があるといえる。

しかし、日本における精神保健・医療・福祉サービスの現状は、こうしたこころの健康についての国民ニーズに応えられるものではない。

世界保健機構（WHO）は、病気が命を奪い生活を阻害する程度を表す総合指標（障害調整生命年）を開発し、政策による優先度を表す指標として提唱しているが、この世界標準の指標により、先進国において命と生活に最も影響するのは精神疾患であることが明らかになった。国内でも、平成23年7月に厚生労働省は従来の「4大疾病」（ガン・急性心筋梗塞・脳梗塞・糖尿病）に精神疾患を加えて「5大疾病」と位置づけをした。

しかし、欧米ではこの指標に基づいて国民の健康についての施策が進められているが、日本ではそうした重要度にふさわしい施策がとられてきていない。

こころの健康危機を克服し、安心して生活ができる社会、発展と活力ある社会を実現するためには、こころの健康を国の重要施策と位置づけ、総合的で長期的な施策を実行することが必要であるため、「こころの健康を守り推進する基本法」（仮称）を制定することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月24日

嬉野市議会議長 田口 好秋

内閣総理大臣 安倍 晋 三  
衆議院議長 伊 吹 文 明  
参議院議長 山 崎 正 昭  
厚生労働大臣 田 村 憲 久 宛て